

平成 24 年 7 月 24 日  
独立行政法人国民生活センター

国民生活センターからの行政への要望に対する消費者庁の対応(平成 24 年 6 月 19 日付資料 3 - 1 及び平成 24 年 6 月 29 日付資料 4 - 1 記載)に対する当センターの見解

## 1. 問題意識

当センターからの要望を受けて、消費者庁が要望先(当センター公表資料に「情報提供先」として明記)にどのような対応(政策判断)をしたかに関する当センターへの連絡システムがない。

平成 24 年 6 月 19 日付資料 3 - 1 の「要望先等の対応」の記載を見る限り、番号 7 以降の要望については、他省庁への働きかけに関する「消費者庁が」という主語がなく、積極的に要望先に働きかけたか不明。当センターによる他省庁への情報提供に委ねており、また情報提供先の関係機関等の判断に委ねているように見える。

当センターの、規格・基準や公定法が定まっていないテスト方法(その開発・工夫を含む)や消費者の使用実態を踏まえた商品テストへの理解不足がある(平成 24 年 6 月 29 日付資料 4 - 1 の番号 2、番号 3、番号 5)。

## 2. 今後について

要望を始めとする当センターの現場の相談情報等を踏まえた提言機能は、消費者庁の司令塔機能をより充実していくために重要な役割を持っている。今後さらにその重要性を認識し、政策対応に関する情報共有を含め当センターと消費者庁との連携を強化して、要望への対応を積極的に行い、当センターによる他省庁への情報提供だけでなく、消費者庁の主体的な対応、他省庁への働きかけを期待するものである。とくに、当センターからの情報提供先である関係する省庁等の機関が対応しないときにこそ、消費者庁の主体的な司令塔機能は発揮されるべきである。

以 上